

用語の解説【検察統計月報】

用 語	解 説
刑法犯	刑法(明治40年法律第45号)第2編に規定する罪のほか、爆発物取締罰則(明治17年太政官布告第32号)、決闘罪に関する件(明治22年法律第34号)、印紙犯罪処罰法(明治42年法律第39号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)、盗犯等の防止及び処分に係る法律(昭和5年法律第9号)、航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和45年法律第68号)、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律(昭和45年法律第142号)、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和49年法律第87号)、人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和53年法律第48号)、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号)に規定する罪をいう。
特別法犯	「刑法犯」以外の刑罰法令に規定する罪をいう。
道路交通法等違反	道路交通法(昭和35年法律第105号)及び自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)に規定する罪をいう。
旧受	前月末までに事件が既済とならず、本月に繰り越された事件をいう。
検察官認知・直受	検察官が自ら犯罪を認知若しくは直接に告訴・告発、自首又は請求を受けて捜査に着手した事件をいう。
司法警察員から	警察官、刑務官、麻薬取締官、労働基準監督官、自衛隊警務官等の司法警察員のほか、国税庁監察官から受理した事件をいう。
他の検察庁から	他の検察庁の検察官から受理した事件をいう。
家庭裁判所から	少年法(昭和23年法律第168号)第19条第2項、第20条第1項又は第62条第1項の規定により家庭裁判所から受理した事件をいう。
再起	不起訴若しくは中止の処分にした事件又は管轄違い若しくは公訴棄却の裁判があった事件で、同じ犯罪について再び捜査に着手した事件をいう。
即決裁判請求	道路交通法第8章に規定する罪について、交通事件即決裁判手続法(昭和29年法律第113号)に規定する手続により処分した事件をいう。
中止	犯人不明、被疑者又は重要参考人の所在不明、海外旅行あるいは心神喪失、病気等の理由により、これ以上捜査を継続することができず、かつ、当該捜査の障害となる理由が長期にわたり解消される見込みがないため、事件を長期間処理することができない場合で、中止の処分にした事件をいう。
他の検察庁に送致	他の検察庁の検察官に事件を送致した事件をいう。
家庭裁判所に送致	少年法第42条第1項の規定により家庭裁判所に送致した事件をいう。